
税理士 無料公開講座シリーズ

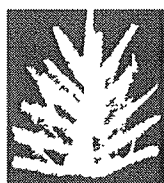
S e a s o n

特 別 版

～ テーマ ～

『1億円プレイヤーの
税金はいくら?』

TAC税理士講座
平成23年8月20日
担当：浅賀重治



資格の学校
TAC

－Contents－

1	はじめに		1
2	サラリーマンから個人事業主へ		2
3	個人事業主の利益計算		4
4	所得税額の計算		6
5	新人には所得税も優しい？		8
6	年俸が大幅に下がった時は住民税に注意！		10
7	法人を作って節税しよう！		12

現在はプライバシー保護や犯罪抑止の観点から廃止されましたが、2004年度までは、高額納税者公示制度（いわゆる長者番付）といわれる制度がありました。

この制度は、所得税の納税額が1,000万円を超える人について、一定期間、氏名等を公表するもので、当時は発表されると新聞やテレビがこぞって取り上げていました。

ちなみに、下記は2004年度のプロスポーツ選手における長者番付です。

（敬称略、所属は当時のもの）

順位	氏 名（所 属）	納 税 額
1	佐々木主浩（横浜）	2 億3,879万円
2	清原和博（巨人）	1 億6,995万円
3	上原浩治（巨人）	1 億4,876万円
4	小笠原道大（日本ハム）	1 億4,377万円
5	中村紀洋（オリックス）	1 億4,119万円
6	城島健司（ダイエー）	1 億3,800万円
7	小川直也（格闘家）	1 億3,780万円
8	丸山茂樹（プロゴルファー）	1 億3,769万円
9	立浪和義（中日）	1 億2,400万円
10	松中信彦（ダイエー）	1 億1,581万円

この制度では、納税額しかわかりませんが、このような途方もない税金を納めるとなれば、稼ぎも相当ありそうです。

仮に1億円の年俸をもらっていた場合、どの程度の税金を納めるのでしょうか？

今回のセミナーでは、プロ野球選手の税金計算のしくみをみていきます。

華やかな世界ですが、いつもとは違った面でスポーツ選手をみていきましょう！

2

サラリーマンから個人事業主へ

一昨年のドラフトで、人気球団に入団したT選手。

それまでの社会人野球から、プロ野球選手に転身です。

社会人野球の時代は、あくまでも会社に勤めている中で野球をやっており、会社から給与をもらうサラリーマンです。

ところが、プロ野球選手は違います。

プロ野球選手は、自分の力で報酬を獲得し、成功すれば多額の報酬が、失敗すれば「クビ」という厳しい環境で野球を行います。まさにプロフェッショナルな世界です。したがって、税務的にみるとその立場は個人事業主といわれるものになります。

MEMO

所得税では、その稼ぎ方に応じて利益を10種類に区分します。

サラリーマンの人が会社から得る給与は給与所得、個人で商売を行っている人等は事業所得となります。

給与所得が、会社の命令によって労働をし、自己の危険や計算によらずに報酬を得られるものとしているのに対し、事業所得は、自己の危険や計算において独立して営むものとされます。

プロ野球選手は、その成績や人気によって報酬が大きく左右されるため、事業所得とされるのです。

なお、上記2つの所得の他、株式等を売却した際に係る譲渡所得、配当をもらうと配当所得、大家さんが得る不動産所得等があります。

サラリーマン	⇒	給与所得
個人事業主	⇒	事業所得

〈メ 毛〉

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に稼いだ利益（所得）を基に税金計算を行います。プロ野球選手は個人事業主、つまり事業所得を得ることになるので、事業所得の所得計算をみていきましょう。

1 利益計算

事業所得は、次の算式で計算します。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

総収入金額とは、会計における収益のこと、必要経費とは、会計における費用のことです。所得税では、総収入金額及び必要経費という言葉を用います。

2 総収入金額（収益）

プロ野球選手の場合、球団から受ける契約金、年俸の他、オールスターゲーム等で受け取る賞金や賞品、CM出演料、TV出演料、サイン会等のイベント出演料等が該当します。

なお、賞品等は市場価格の60%を収入として認識します。

《例》

オールスターゲームのMVPになり、市場価格400万円の車を受け取る。

⇒ $400\text{万円} \times 60\% = 240\text{万円}$ を総収入金額（収益）とする。

3 必要経費（費用）

主には次のようなものがあります。

(1) 給与手当

専属のトレーナーやマネージャーを雇用する場合に支払います。

(2) 消耗品

試合で使用するバットやグローブ、スパイク等の購入代金です。

(3) 顧問料

球団との契約の際に代理人をお願いする場合等に発生します。

(4) 旅費交通費

球団との契約がまとまらず、自費でキャンプ地に行くような場合の交通費です。

(5) 組合費

プロ野球選手会等への会費です。

この他にも、CMの出演の交渉のために事務所を持っているような場合には、その事務所に係る減価償却費や水道光熱費も該当します。

MEMO

給与所得の場合には、次の算式で計算されます。

$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

収入金額とは、1年間に受けた給与の総額（税込年収）です。

給与所得控除額とは、給与所得者の必要経費となるもので、収入金額に一定の割合を乗じて計算する仕組みとなっています。

具体的な割合は次のとおりです。

収 入 金 額		給 与 所 得 控 除 額
180万円以下		収入金額×40%（最低65万円）
180万円超	360万円以下	(収入金額－180万円)×30%＋72万円
360万円超	660万円以下	(収入金額－360万円)×20%＋126万円
660万円超	1,000万円以下	(収入金額－660万円)×10%＋186万円
1,000万円超		(収入金額－1,000万円)×5%＋220万円

このことから、1年間の収入金額が同じ人は、給与所得の金額も同じということになります。

《例》

税込年収が800万円の人の給与所得

① 収入金額

800万円

② 給与所得控除額

$(800\text{万円} - 660\text{万円}) \times 10\% + 186\text{万円} = 200\text{万円}$

③ ①－②＝600万円

事業所得の金額が求めれば、税額の計算まではあと一歩となります。
事業所得の金額から、所得控除額を控除し、税率を乗じてゴールです。

$$(\text{事業所得の金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

1 所得控除額

所得税では、所得控除というものがあります。

これは、その人の1年間の状況、例えば盗難にあった、災害にあった、大きな病気をしたといった事情を考慮するために設けられています。

また、養っている（扶養している）家族がいる場合にも考慮されます。

具体的には、次のようなものがあります。（正しくは全部で14種類）

- (1) 誰でも無条件で適用されるもの
⇒ 基礎控除（38万円）
- (2) 妻を扶養している場合
⇒ 配偶者控除（原則38万円）
- (3) 妻以外の家族を扶養している場合（ただし、15歳以下の子供は対象となりません）
⇒ 扶養控除（原則38万円）
- (4) 住宅に泥棒が入ったり、火事があった場合
⇒ 雑損控除（損害額を基礎に計算）
- (5) 本人や家族の医療費を支払った場合
⇒ 医療費控除（年間支払額－10万円）
- (6) 国民年金や健康保険の保険料を支払っている場合
⇒ 社会保険料控除（年間支払額）
- (7) 寄附をした場合
⇒ 寄附金控除（年間寄附額－2千円）

上記の金額の合計額を、事業所得の金額から控除します。

なお、控除した後の金額に千円未満の端数があるときは切り捨てます。

《例》

事業所得の金額45,000,000円、所得控除額4,199,500円の場合

$$45,000,000\text{円} - 4,199,500\text{円} = 40,800,500\text{円} \Rightarrow 40,800,000\text{円（千円未満切捨）}$$

2 税 率

所得控除額を控除した後の金額（千円未満切捨後）に税率を乗じます。

税率には、所得の多少に関わらず一定な比例税率と所得の増加に伴い税率が上がる超過累進税率がありますが、所得税では超過累進税率により計算されます。

※ 所得税の税率の速算表

税 率 を 乗 じ る 前 の 金 額	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	－円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

《例1》税率を乗じる前の金額 40,800,000円

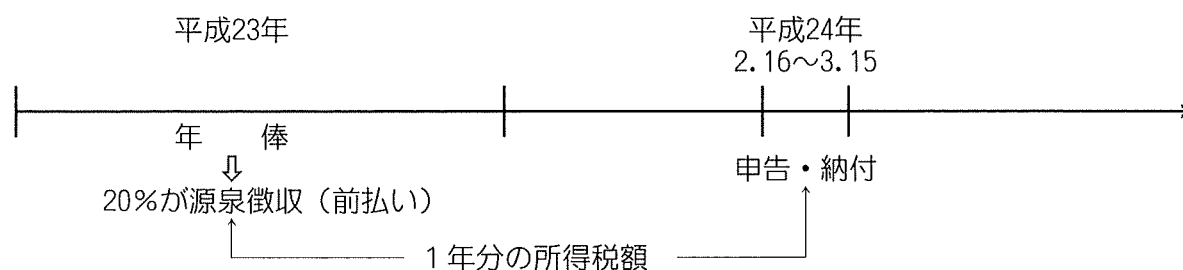
$$40,800,000円 \times 40\% - 2,796,000円 = 13,524,000円$$

《例2》税率を乗じる前の金額 100,000,000円

$$100,000,000円 \times 40\% - 2,796,000円 = 37,204,000円$$

基本的には、上記算式で計算した金額が、その選手の1年間の所得税となります。

なお、納税は翌年2月16日から3月15日まで（第3期）に行いますが、プロ野球選手は年俸を受けるときにその金額の約20%を税金として前もって納付している（これを源泉徴収といいます。）ため、第3期に納税する金額は1年間の税額から源泉徴収税額を控除した残りとなります。



MEMO

比例税率により計算される税金としては、法人税（原則30%）や個人住民税（原則10%）があります。

また、相続税や贈与税は超過累進税率となっています。

いままでのところで、基本的な所得税の計算方法を確認してきましたが、ここでは、新人選手に注目していきましょう。新人選手が他の選手と違うのは入団時に支払われる「契約金」の存在です。年俵が、毎年の活躍に応じて上がったり下がったりするもので1年目ではせいぜい1,500万円程度なのに対し、契約金は通常入団時にのみ支払われ、ドラフト1位レベルの選手では1億円にもなります。

この契約金は、通常の年俵と比べて、所得税の計算上優遇されるのです。

1 契約金は負担を軽く

プロ野球選手の契約金は、これからしばらくの間特定の球団に専属して働くために受けるものであり、退職金の前払いという考え方もあります。

このような性格から、通常の年俵と同じような課税は税負担が重すぎると考えられ、調整措置が講じられています。

なお、プロ野球選手の契約金等は事業所得の中でも特に「臨時所得」と呼ばれます。

MEMO

サラリーマンが受ける給与は給与所得とされますが、退職に際して受ける退職金は退職所得となります。

退職所得は、給与所得と比べると所得税の負担が大幅に軽減されています。

2 具体的な軽減方法

1年間の所得の中で、臨時所得が一定割合以上あった場合には「平均課税」という方法が適用されます。

これは、税率を乗じる前の金額を5で除した後に税率を適用し、その金額を5倍する方法（5分5乗方式）であり、この方法を使うと税金が安くすみます。

《例》

税率を乗じる前の金額 76,800,000円の場合

1. 通常の課税方法

$$76,800,000円 \times 40\% - 2,796,000円 = 27,924,000円$$

2. 平均課税の方法

$$76,800,000 \div 5 = 15,360,000円$$

$$15,360,000円 \times 33\% - 1,536,000円 = 3,532,800円$$

$$3,532,800円 \times 5 = 17,664,000円$$

10,260,000円安くすむ！

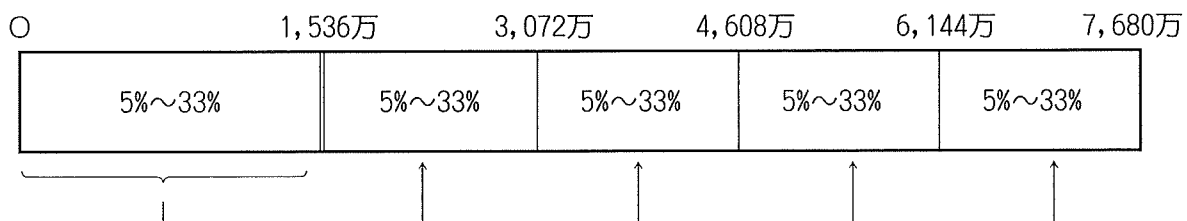
《図解》

1. 通常の課税方法



※ 1,800万円までは段階的に税率が上がり、1,800万円超からは40%で固定

2. 平均課税の場合



※ 1,536万円（5分の1部分）までに適用される低い税率を残りの部分（5分の4部分）にも適用

⇒ 総合的な税負担が減少する

プロ野球選手は、活躍した時の年俸の上がり方もすごいです。活躍できなかった時の下がり幅も相当なものがあります。特に高額な年俸をもらっていた選手は、それに見合う活躍を要求されますので、査定も当然厳しくなります。

例えば、パリーグのM選手は、2010年の活躍が奮わなかったため、翌年の年俸が50% down の2億円とされています。

このように、年俸が昨年と比べて急落したときに、気をつけなければいけない税金があります。それが「住民税」です。

1 住民税の税率

個人住民税は、所得税（国税）の地方税版のようなもので、利益に対して原則として10%の税率で課税されます。

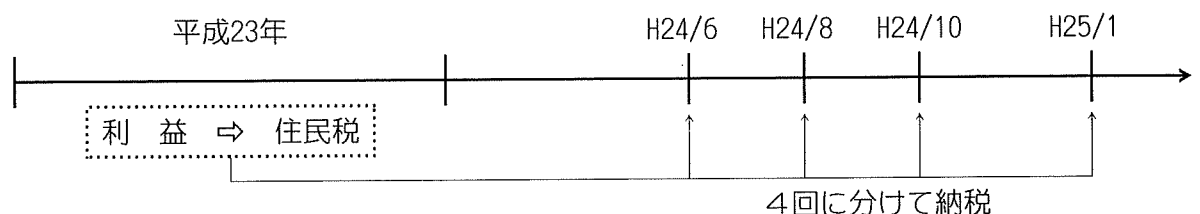
したがって、所得税と住民税をあわせた場合の税負担率は最高50%となります。

MEMO

住民税も、所得税と同様に利益（所得）に対して課税がされますが、その際の利益の計算方法は、所得税とほぼ同じです。（所得を10コに区分することや所得控除を控除することなど）

2 住民税の納税

住民税は、1年遅れで納税していきます。例えば平成23年の利益については、平成24年の6月、8月、10月、平成25年の1月（自治体により多少異なる）の4回に分けて納めます。



このような方式のため、事実上、昨年の利益に対する住民税を、今年の収入で払うような状況になります。

したがって、今年の年俸からは、次の税金を払わなくてはなりません。

- (1) 今年の年俸に係る所得税
- (2) 今年の年俸に係る住民税

もらった年俸を景気よく使ってしまうと、翌年には、恐ろしい状況になるかもしれません。住民税も考慮して貯金をしておかないと危険ですね。

設 例

次の資料に基づき、平成23年分のプロ野球選手Aの所得税を計算しなさい。

〔資 料〕

- (1) 本年分の年俸は、総額 1 億円である。
なお、この年俸を受ける際に所得税2,000万円が天引き（源泉徴収）されている。
- (2) 本年分の必要経費は1,900万円である。
- (3) 本年分の所得控除額は500万円である。

※ 税率を乗じる前の金額が1,800万円超の場合の税率
税率を乗じる前の金額×40%－2,796,000円

解 説

《事業所得》

1 億円－1,900万円＝8,100万円

《税率を乗じる前の金額》

8,100万円－500万円＝7,600万円

《1 年分の税額》

7,600万円×40%－2,796,000円＝27,604,000円

《平成24年の申告により納付する税額》

27,604,000円－20,000,000円＝7,604,000円

※ 上記所得税の他、住民税が約7,600,000円がかかります。
したがって、所得税と住民税を合わせて、約35,204,000円がかかります。

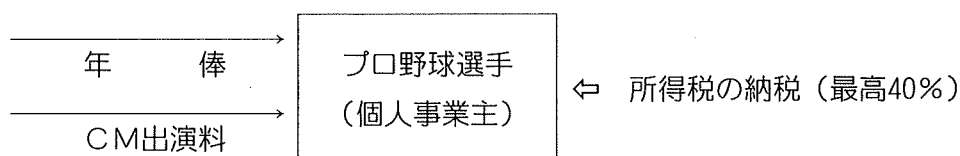
プロ野球選手の主な収入は、もちろん年俸ですが、この他にCMやTVの出演料も大きな割合を占めるといわれています。

日本人メジャーリーグクラスの選手であれば、企業1社あたりのCM料は1億円以上ともいわれ、場合によっては、年俸を上回ることもあるそうです。

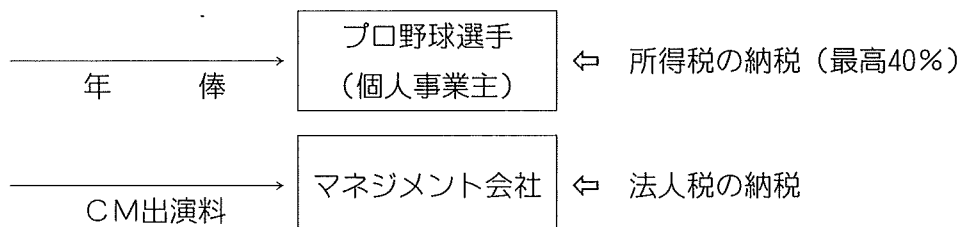
こういった、いわゆる副業的な収入は、マネジメント会社（法人）を作り、その法人の収入とすれば、大きく税金を節約（節税）できます。

では、その仕組みをみていきましょう。

《CM出演料等を事業所得とする場合》



《CM出演料等を法人の収入とする場合》



1 法人税とは

所得税が、個人の利益に対してかかる税金なのに対し、法人税は、法人の利益に対してかかる税金です。この2つは、いずれも利益に対してかかるものなので、基本的な計算構造は、非常に似ています。

なお、税率は、次のようになっています。

- (1) 資本金1億円以下の法人
利益800万円まで18%、800万円超部分は30%
- (2) 資本金1億円超の法人
一律30%

② 家族に対して支払う報酬給与の扱い

所得税と法人税の大きな違いの一つに、家族を従業員とした場合に、その家族に対して支払う給与の扱いがあります。

所得税は、原則として、家族に対する給与を経費に計上することはできません。（ちなみに本人に対する給与も認められません。）

一方、法人税は、不相当に高額な部分を除き、経費の計上が認められます。（本人に対する報酬も認められます。）なお、給与を支払われた家族は、給与所得として所得税がかかります。

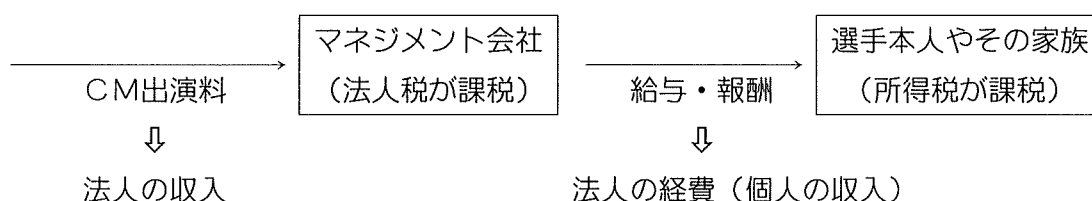
③ 節税になるしくみ

CM出演料等を、選手本人がもらうと、本人の事業所得として所得税がかかります。

所得税は超過累進税率ですが、すでに年俸分だけで、40%の税率に達しているでしょうから、出演料にも40%の税率がかかります。しかも、家族に対して給与を払っても、原則的には経費として認められません。

一方、マネジメント会社がもらうと、会社の収入として法人税がかかります。

ですが、家族に対する給与が経費として認められるので、その分大きく節税できます。



《例》

年俸3億円の選手がCMに出演し、4,000万円の出演料を受けた場合の出演料に掛かる税金

1. 全額所得税の課税の場合

$$4,000\text{万円} \times 40\% = \underline{1,600\text{万円}}$$

2. マネジメント会社が受けた上で、選手の家族4人に対して1人1,000万円の給与を支払っている場合

(1) 法人税

$$4,000\text{万円} - 1,000\text{万円} \times 4\text{人} = 0 \text{ (利益がゼロなので、税額もゼロ)}$$

(2) 所得税

① 1人あたりの給与所得

$$\text{イ } 1,000\text{万円}$$

$$\text{ロ } (1,000\text{万円} - 660\text{万円}) \times 10\% + 186\text{万円} = 220\text{万円}$$

$$\text{ハ } \text{イ} - \text{ロ} = 780\text{万円}$$

② 1人あたりの所得税（所得控除は無視したとして）

$$780\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = 1,158,000\text{円}$$

③ 4人分の合計額

$$1,158,000\text{円} \times 4 = \underline{4,632,000\text{円}}$$